福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　空き家リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）及び福井県住み続ける福井支援事業～持続可能な住まい・地域づくり支援～補助金交付要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、空き家情報バンクに登録された住宅のリフォーム工事に要する経費の一部を補助することにより、空き家の循環利活用を促進し、地域の活性化と良好な住環境を確保することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家情報バンク　福井市空き家情報バンク制度要綱第２条第３号に掲げるものをいう。

(2) 所有者等　福井市空き家情報バンク制度要綱第２条第２号に掲げる者をいう。

(3) 新婚世帯　第８条に規定する申請書の提出日において、婚姻届を提出し、受理されてから５年以内の夫婦（第１１条に規定する完了実績報告書の提出までに入籍する夫婦を含む。）からなる世帯又はパートナーシップ宣誓書受領証等が交付されてから５年以内のパートナーシップ関係にある者からなる世帯をいう。

(4) 子育て世帯　１８歳になった日の属する年度の３月３１日までの子を含む世帯をいう。

(5) Ｕ・Ｉターン世帯　県内に転入する直前の住所が、連続して３年以

上県外に有する者を含む世帯（新規卒業者、転勤等の転入を除く。第８条に規定する申請書の提出日において、転入して２年以内の者を含む。）をいう。

（6）被災者世帯　自然災害に起因するり災証明書（第８条に規定する申請書の提出日において、災害発生から起算して２年以内のもの）の交付を受けた住宅に災害発生当時居住していた者を含む世帯をいう。

（7）世帯　住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

（8）市内業者　福井市内の個人事業者又は市内に本店若しくは営業所等を置く法人事業者をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）次の全てに該当する空き家の所有者等

ア　市内に存する一戸建ての中古住宅（住宅部分の床面積が２分の１以上の併用住宅を含む。）で、１２月以上居住者のいない住宅

イ　過去に所有者等自らが居住していた（所有者等の３親等以内の親族が居住していた場合を含む。）住宅

ウ　第１１条に規定する完了実績報告書の提出までに賃貸を目的に空き家情報バンクに登録し、補助金交付後２年以上登録を継続する住宅

（2）空き家に居住する新婚世帯、子育て世帯、Ｕ・Ｉターン世帯又は被災者世帯であって次のいずれかに該当する者

ア　空き家情報バンクに登録され１月以上経過した住宅を自ら居住するために売買契約を締結し、居住開始から２４月以内にリフォームする者又はリフォーム後居住する者

イ　空き家情報バンクに登録され１月以上経過した住宅を自ら居住するために賃貸借契約を締結し、その住宅の所有者等との間でリフォームする旨について契約書等を取り交わした上で、居住開始から２４月以内にリフォームする者又はリフォーム後居住する者

２　前項各号に掲げる補助対象者は、第５条に規定する補助対象工事の完了後、１０年以上居住（所有者等の場合は居住用途で利活用）する見込みがある者でなければならない。

３　前２項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

(2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

(3) 市町村税の滞納のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が不適当と認める者

４　前各項の規定に適合する者が２名以上いる場合は、その中で代表となる者１名を補助対象者とする。

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の全てに該当する工事とする。

(1) 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための増築（既存住宅面積の２分の１を超える増築を除く。）、修繕、補修、模様替え、更新又は取替え等の工事であること。

(2) 市内業者の請負による工事であること。

２　前項第１号に規定する工事のうち、次のいずれかに該当する工事等

に要する費用は補助対象工事としない。

ア　工事を行う住宅に付属する別棟の車庫や物置等の工事

イ　補助金の交付を申請しようとする者が直接行う工事

ウ　エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事

エ　太陽光発電設備の設置工事

オ　カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事

カ　電話、インターネット、ＣＡＴＶ等の配線工事

キ　外構工事

ク　障子・襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕等

ケ　建物の解体、除却のみを行う工事

コ　その他、市長が不適当と認めた工事

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用で、総額が２００，０００円以上とする。この場合において、併用住宅における補助対象経費については、併用住宅全体に係る対象工事に要する費用の総額に個人住宅部分の床面積を当該併用住宅全体の床面積で除した数値を乗じて得た額とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とする。

(1) 補助対象経費の５分の１に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）

(2) ３００，０００円

２　補助金の交付は、一の住宅につき１回とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象工事に係る工

事請負契約等の前に、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第１号)に別表１に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第９条　市長は、規則第４条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（着手、変更、取下げ）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から３月以内に工事請負契約等を締結するものとし、当該通知日の属する年度の３月３１日までに、当該工事を完了しなければならない。

２　補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更（軽微な変更を除く。）が生じる場合は、変更に係る工事請負契約等の前に、市長に福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付変更申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

３　前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

４　補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、市長に福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第４号）を届け出なければならない。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、規則第１１条の規定により、当該通知日の属する年度の３月３１日までに、福井市空き家リフォーム支援事業完了実績報告書（様式第５号）に別表２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたと

きは、規則第１２条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市空き家リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第６号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第１３条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条の規定により、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第４条の要件を満たさなくなった（第４条第１項第１号ウにおいては、賃貸契約の成立により空き家情報バンクの登録を取り消す場合を除く。）とき。

(3) 交付決定通知があった日から３月以内に工事請負契約等を締結しないとき。

(4) 完了実績報告書を第１１条に規定する日までに提出しないとき。

(5) 補助対象経費が第６条に規定する金額に満たなくなったとき。

(6) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象工事について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めたとき。

(7) 取下げ届を受理したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（個人情報の利用目的）

第１５条　市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和４年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和７年３月３１日から施行する。

別表１（第８条関係）　申請書に添付する関係書類

共通 （1）空き家リフォーム工事概要書 （2）補助対象工事に係る見積書の写し （3）工事着手前の写真（補助対象工事に係る部分） （4）図面（付近見取図、平面図、工事の内容が分かる工事前後の図面） （5）その他市長が必要と認める書類
第４条第１項第１号に掲げる者（所有者等） （1）住宅の登記事項全部証明書 （2）所有者又はその３親等以内の親族が過去に居住していたことが確認できるもの（住民票の除票、戸籍の附票等） （3）所有者の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
第４条第１項第２号アに掲げる者（購入し、リフォームする者） （1）住宅の売買契約書の写し又は登記事項全部証明書 （2）戸籍抄本、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書等（新婚世帯の場合） （3）戸籍の附票（Ｕ・Ｉターン世帯、被災者世帯の場合） （4）り災証明書の写し（被災者世帯の場合） （5）工事を行う住宅に居住する予定の者の住民票 （6）工事を行う住宅に居住する予定の者の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
第４条第１項第２号イに掲げる者（賃借し、リフォームする者） （1）住宅の賃貸借契約書の写し （2）リフォーム工事をすることについて住宅の所有者等との間で交わした書類

（3） 戸籍抄本、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書等（新婚世帯の場合） （4） 戸籍の附票（Ｕ・Ｉターン世帯、被災者世帯の場合） （5） り災証明書の写し（被災者世帯の場合） （6） 工事を行う住宅に居住する予定の者の住民票 （7） 工事を行う住宅に居住する予定の者及び住宅の所有者等の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）

別表２（第１１条関係） 完了実績報告書に添付する関係書類

共通 （1） 工事請負契約書等の写し （2） 領収書の写し （3） 工事完了後の写真（補助対象工事に係る部分） （4） その他市長が必要と認める書類

第４条第１項第２号に掲げる者（購入又は賃借し、リフォームする者） （1） 工事を行う住宅に転居した者の住民票